

○国立研究開発法人防災科学技術研究所寄附金等取扱い規程

(平成 21 年 9 月 16 日 21 規程第 7 号)

改正 平成 23 年 3 月 18 日 23 規程第 1 号 平成 23 年 3 月 31 日 23 規程第 9 号
平成 23 年 11 月 1 日 23 規程第 41 号 平成 27 年 4 月 1 日 27 規程第 64 号
平成 28 年 3 月 31 日 28 規程第 52 号 平成 30 年 11 月 13 日 30 規程第 63 号
令和 4 年 10 月 27 日 4 規程第 34 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人防災科学技術研究所(以下「研究所」という。)への寄附金等の取扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「寄附金等」とは、寄附者が研究所に対し寄附又は研究助成として提供する現金、有価証券、物品、土地及び建物等の資産をいう。
- (2) 「寄附者」とは、寄附金等を研究所へ寄附または提供（以下、「寄附」という。）した外部の機関又は個人をいう。
- (3) 「反対給付」とは、寄附者が研究所へ寄附金等を寄附する見返りに、防災科学技術に関する技術情報及び技術指導等を求める行為をいう。
- (4) 「特定公益増進法人」とは、所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)第 217 条第 1 号及び法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 77 条第 1 号(以下、併せて「税法」という。)で定める独立行政法人をいう。
- (5) 「防災科研法」とは、国立研究開発法人防災科学技術研究所法(平成 11 年法律第 174 号)をいう。

(寄附金等の種類)

第 3 条 研究所が受入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。

- (1) 使途不特定寄附金 寄附者が、使途を特定せずに寄附し、これを受けて研究所が使途を特定する寄附金等
- (2) 特定寄附金 使途があらかじめ特定された寄附金等
 - イ 使途特定寄附金 寄附者が、寄附の申込みにあたり、あらかじめ使途を特定する寄附金等
 - ロ 募集特定寄附金 研究所が、寄附金等の受入れにあたり、募集対象事業、募集の方法及び手続き、募集期間等の募集計画を作成し、あらかじめ使途を特定する寄附金等

(受入基準)

第 4 条 研究所は、寄附金等が次の各号に掲げる基準を満たしているときは、その寄附金等を受入れることができる。

- (1) 寄附金等が防災科研法第 4 条に定める目的の達成に資するものであること。

- (2) 寄附者が研究所に対して反対給付を求めないこと。
 - (3) 寄附者が反社会的勢力に該当しないこと。
 - (4) 寄附金等の受入れにおいて、次に掲げる条件等が附されていないこと。
 - イ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと。
 - ロ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること。
 - ハ 寄附した寄附金等又は寄附した寄附金等で取得した財産を寄附者に無償で譲渡又は使用させること。ただし、第10条に定める移し替えは含まない。
 - (5) 寄附金等を受入れることにより、研究所の業務又は財政に特段の支障又は負担がないと認められること。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究所は、寄附金等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該寄附金等の申込みを受入れることができない。
- (1) 研究所の目的及び業務の達成に支障があると認められる場合。
 - (2) 研究所が、売買、賃借、請負その他の契約（共同研究、委託研究の実施に係るものを含む。）により、過去3年間に費用を支出した実績のある事業者又は今後2年間に費用を支出することが想定される事業者からの申込みである場合。ただし、申込みに係る寄附金等の用途及び使用者が特定された場合において、その特定された使用者が当該契約に関わる場合に限る。
 - (3) その他、当該寄附金等を受入れることが社会通念上不相当と判断される場合。
- (受入手続)

第5条 研究所に対し寄附金等の申込みを行う者(以下「申込者」という。)は、寄附金申込書(別紙様式1、2)を研究所に提出する。

- 2 研究所は、前項により寄附金申込書を受理したときは、前条の基準によりその内容を審査し、寄附金等の受入れの可否を決定する。なお、寄附金の種類が特定寄附金の場合は、使用期間及び寄附者又は研究所が指定する当該寄附金を使用する役職員（以下、「指定職員」という。）を決定する。
- 3 研究所は、寄附金等の受入れの可否を決定したときは、申込者に対しその旨を通知する。この場合において、寄附金等の受入れが決定した者に対しては振込依頼書等受入に必要な書類を添付する。
- 4 研究所は、寄附金等を受けた場合に、受入れが完了次第、寄附金領収書等(別紙様式3-1、3-2)を発行するものとする。ただし、寄附者が領収書等の様式を別途指定する場合には、指定する様式に代えることができる。

(寄附金等の運用)

第6条 研究所が受入れた寄附金等(以下「受入寄附金等」という。)は、研究所が行う事業の実施のために使用するものとする。

- 2 研究所は、受入寄附金等のうち現金で受けたものについては、当該金額の15%に相当する金額を、研究所の事務取扱、業務管理等の実施のために必要となる経費(以下、

「一般管理費」という。)に充てるものとする。ただし、寄附者から、寄附金等の使途について一般管理費を含まない旨の申出がある場合は、この限りでない。

(使途不特定寄附金の使用期間)

第7条 使途不特定寄附金の使用期間は、当該寄附金を受入れた年度限りとし、残額があるときは一般管理費に充てるものとする。

(特定寄附金の使用期間)

第8条 特定寄附金の使用期間は、原則、第5条第2項に定めた期間とする。ただし、研究所が必要だと認めた場合は、使用期間を延長することができる。

2 使用期間の延長を要望する指定職員は、使用期間内に特定寄附金変更申請書(様式4)により、申し出なければならない。

(特定寄附金の使途変更)

第9条 研究所は、次の各号に掲げる使途を変更する必要があると認められる場合は、特定寄附金の使途を変更できる。ただし、あらかじめ寄附者に同意を得ている場合に限る。

(1) 当該寄附金の目的が達せられ、寄附金に残額が生じたとき。

(2) 前条で定めた使用期間を超えても当該寄附金の目的達成が困難なとき。

(3) その他、当該寄附金の目的達成が困難なやむを得ない事由が生じたとき。

2 使途変更を要望する指定職員は、使用期間内に特定寄附金変更申請書(様式4)により、申し出なければならない。

(移し替え)

第10条 研究所は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使途特定寄附金を移し替えることができる。

(1) 指定職員が国立大学法人、国立研究開発法人その他の公益目的の研究機関(以下、「研究機関等」という。)への異動に伴い、異動先の研究機関等へ特定寄附金の残を満額移し替えることを要望し、かつ事前に異動先の研究機関等の同意を得たとき。この場合において、研究所は、原則として第6条第2項により徴収した特定寄附金の一般管理費の割戻しは行わないものとする。

(2) 他の研究機関等から研究所への役職員の異動に伴い、当該研究機関等から移し替えの申し入れがあったとき。

2 前項第1号により、他の研究機関等へ特定寄附金の移し替えを要望する指定職員は、特定寄附金移し替え申請書(様式5)により、原則として異動の1カ月前に申し出なければならない。

3 同条第1項第2号により申し入れがあった場合、第4条及び第5条の定めに基づいて取り扱う。この場合において、第5条第2項の「前項により寄附金申込書を受理したとき」を、「研究機関等から移し替えの申し入れがあったとき」と読み替えるものとする。

(優遇措置)

第 11 条 研究所は、税法に定める特定公益増進法人であり、研究所が受入れた寄附金等について、寄附者は税法上の優遇措置を受けることができる。

(寄附の要請)

第 12 条 研究所は、第 4 条の受入れ基準を満たすことを条件に、研究所以外の者に対して研究所への寄附金等の寄附を要請することができる。

(適用除外)

第 13 条 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の全部又は一部を寄附者に対して適用しないことができる。

- (1) 寄附金等が国、政府関係機関、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体又は国際機関等からの寄附である場合。
- (2) 募集特定寄附金の場合。
- (3) 寄附金等が公募により研究助成として提供される場合。
- (4) その他、特別な事情があると研究所が判断する場合。

(主管部課)

第 14 条 寄附金等取扱いの事務は、企画部企画課及び総務部経理課の協力を得て企画部研究推進課で処理する。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、寄附金等の取扱いに関して必要な事項は、その都度定めることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 21 年 9 月 16 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 18 日 23 規程第 1 号)

この規程は、平成 23 年 3 月 18 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日 23 規程第 9 号)

この規程は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 23 年 11 月 1 日 23 規程第 41 号)

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日 27 規程第 64 号)

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日 28 規程第 52 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 11 月 13 日 30 規程第 63 号)

この規程は、平成 30 年 11 月 13 日から施行する。

附 則(令和 4 年 10 月 27 日 4 規程第 34 号)

この規程は、令和 4 年 10 月 27 日から施行する。

別紙様式 1(第 5 条関係)

寄附金等申込書

[別紙参照]

別紙様式 2(第 5 条関係)

寄附金等申込書

[別紙参照]

別紙様式 3-1(第 5 条関係)

寄附金領収書

[別紙参照]

別紙様式 3-2(第 5 条関係)

寄附物品受領書

[別紙参照]

別紙様式 4(第 8 条及び第 9 条関係)

特定寄附金変更申請書

[別紙参照]

別紙様式 5(第 10 条関係)

特定寄附金移し替え申請書

[別紙参照]